

（1）海老名市公共施設（福祉会館を含む）の閉館の延長と災ボラの日程調整について

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、海老名市の公共施設の閉館が、4月12日（日）まで延長されました。そのため、海老名災ボラの4月4日（土）定例会と会計監査、4月7日（火）印刷と発送作業も中止となります。★なお、感染症拡大の状況次第では、さらなる日程変更があり得ます。4月～5月に公共施設等の閉館が継続、または通勤・通学、買い物、通院などを除く外出が海老名市でも禁止された場合、この日程は実施できない可能性があります。新たに6月以降の日程を作り直します。市のホームページ、災ボラのメーリングリストを通常以上にチェックしてください。

（2）今後の海老名災ボラの会議等に出席する方に対する注意事項

◎会員の健康確保を第一に考える。日常的な健康管理（自助努力）：日常的に自分と家族の健康管理をしっかりと行い、免疫力の低下とならないように努力し、体調不良を感じたら会議等へは出席しない。

【災ボラの会議等で、会場（福祉会館も含む）に行く場合】

- ①会場（福祉会館など）入口付近にある消毒液で、手指の消毒をしてから福祉会館内に入る。
- ②会議室内では、適切な間隔（隣席）を空けて、密集しない形で席に座る。
- ③会議室内では、飛沫感染を防止するため「マスク」を着用する（マスクを各自持参すること）
- ④会議室の窓とドアを開けて、換気をする。

（3）4月～5月の日程を調整する場合に考慮したこと

海老名災ボラの定期総会に向けた日程を調整し、福祉会館の予約を取って、新たな日程を組みました。

新しい日程の作成にあたって考慮した点は、「感染症拡大の3条件」（密閉した空間、人の密集、近距離の会話）を回避できる「会場」の確保でした。下記を参照。

- ①「密閉した空間」の回避、A：窓やドアを開けて換気をよくする。B：屋外で開催する（公園、駐車場）。
- ②「人の密集」の回避⇒出席者の相互の間隔を一定程度（約1m以上）空けられるように座る。
- ③「近距離の会話」の回避⇒出席者全員がマスク着用、発言する人と聴く人の間隔を一定程度（約1m以上）空ける。

（3）新たな日程と、福祉会館が使用できない場合の代案

① 4月26日（日）会計監査、9時～12時、会場は海老名コーポラス団地の集会室

★団地の住所：海老名市中新田1-14、中庭に駐車のため、車のナンバーを福田までメール（または電話）で連絡してください。海老名コーポラス団地の防災委員会は海老名災ボラに団体加盟をしています。（災ボラ会計の一人である小澤さんは今年4月1日より同団地管理組合の理事長に就任する予定、彼の努力で同団地の会議室を借りることが出来ました）。会計監査に出席する方は、4～7名。（なお、4月26日（日）午後5時～7時まで福祉会館の第3会議室も予約しましたが閉鎖が4月末まで延長される可能性もある）。

② 5月1日（金）総会資料の印刷（A4紙5枚、表裏印刷、9頁、印刷総数60部）：

会場：福祉会館の印刷（事務室前）、ボランティア室（発送準備作業）

印刷：9時～12時、発送準備作業：9時～15時、ボランティア室（1階）

【5月1日も福祉会館の閉館が続いていた場合の代案】

（代案1）現在、ボランティア室は使用できないが、福祉会館の印刷機を使用することはできる（条件：既に予約している団体で、出席者は3名以内に限る）。発送作業（封入封緘）は別の場所（個人宅）で行う。

(代案2) 自治会館(自治会の管理)にあるコピー機を借りてコピーし、そこで発送作業を行う。

(代案3) スーパー等にあるコピー機を使って印刷し、個人宅(複数で分担)で発送を行う。

③ **5月2日(土) 定例会**：13時30分～16時、会場：福社会館の第1～第2会議室(2階：定員36名+36名=72名)、あらかじめ、出席予定者は代表又は副代表に出席を連絡する。(従来の定例会の出席者は15名以下であった。会場の制約から出席者が多い場合には、出席を遠慮して頂くことがある)。

議事内容：総会開催方法の決定、委任状の説明(書面議決など)、総会での役割分担(司会進行役、受付・委任状の内容確認、総会の議長・書記など)、

★議案への質問・意見、及び修正案・対案を提出したい会員があれば、定例会以後1週間以内に修正案・対案をメールリストで、海老名災ボラ代表まで提出してください。

【メールリスト登録者割合】個人会員30名中29名、団体会員19名中7名、団体会員3名中2名
【福社会館が利用できなくなった場合の代案】

(代案1) 自治会館、団地の集会室などを借りて「定例会を開催」する(人数制限が必要となる)。

(代案2) 「定例会を屋外で開催」する(例：運動公園内で立ち入れる場所、駐車場など、雨天は中止)

(代案3) 「定例会は開催せず」、メールリストで各種情報(議案、委任状など)を伝える。

★5月2日以後、できるだけ早めに①役員提案の議案、②会員から提出された修正案・対案、③委任状(書面議決書を含むなどの総会資料を、全会員(52名)に配布する(郵送と手渡し)。

④ **5月30日(土) 第19回定期総会**：13時30分～16時、会場：福社会館の第1～第2会議室

会場の定員(72名)から考えると、20名以下であれば拡大防止回避策が有効であると考えられる。

総会の成立要件は、総会員数の2分の1以上(委任状を含む)ですので、個人会員30名+賛助会員19名+団体会員3団体=総計52名なので、過半数は27名(委任状を含む)。あらかじめ、出席予定者は、代表又は副代表に出席を連絡する。(会場の制約から出席者数が多い場合には、出席者を20名以下に制限する場合もある。来賓あいさつは行わずに、市長と社協会長のメッセージを事前にもらう。会議時間としては、2時間以内に収まるように努力する。

【福社会館が5月30日も閉館であった場合の代案】

(代案1) 総会を別会場で開催する。その他の会場(例：自治会館、団地の集会室など)を借りて、そこで開催する(会場によっては人数制限が必要になる)。

(代案2) 総会を屋外で開催する。例：運動公園内の公開されている場所で、感染症拡大回避対策を講じる。

(代案3) 総会は開催しない替わりとして「書面議決」を「非常時の特別対策」として採用する。「書面議決」とは委任状に記載された各議案への賛否と修正案・対案の賛否を集計して、総会での議案採決とみなすことである。現在の役員の提案する議案、対案・修正案、委任状(書面議決書)を送付し、返信された委任状(書面議決書)を「誰か」(総会開催時であれば総会議長の役割)が集計することになる。

(代案4) 総会が開催できる状況になるまで「延期する」(例：2020年秋～2021年3月末までには開催する)。5月30日の福社会館での開催ができなくなった時点で、総会の延期をメールと手紙(13通)で知らせる。総会が開催できるようになった時に、通常で開催通知、議案書、修正案・対案、委任状などを印刷し送付する。この場合のメリットは、委任状の内容・書面議決の説明文書等の作成、定例会・総会・印刷・発送の作業、会場確保と日程調整(各団体の予約で混雑)など、当面の作業の煩わしさからは解放される。

(私は前立腺がんの治療を4月から開始する予定で、災ボラの事務作業と重複することが予想される)。

★上記の4つの代案については、メール等での皆さんの意見を聴きながら、役員(代表、副代表、会計)で決定したいと思う。))